

証 人 調 書

(この調書は、第15回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事 件 の 表 示	平成21年(ワ)第745号
期 日	平成23年6月22日 午前10時00分
氏 名	山口周一
年 齢	63歳(昭和23年5月20日生)
住 所	長崎市岩見町29-9
宣誓その他の状況	裁判官は、宣誓の趣旨を説明し、証人が偽証をした場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳 述 の 要 領

速記録のとおり

以 上

せん せい
宣 誓

(良^{りょうしん} 心^{しん}にしたがい、知^しっていることをかくさず、正^{しょうじき} 直^ちに述^のべることを^{ちか}誓います。

(氏名^{しめい} 山^{やま}の 周^{しゅう} 一^{いち} 

速 記 録 (平成23年6月22日 第15回口頭弁論)

事件番号 平成21年(ワ)第745号

証人氏名 山 口 周 一

被告代理人 (木下)

乙第68号証 (陳述書) を示す

- 1 ここにある氏名欄, このお名前はあなたが書いたということで間違いありませんか。

間違いございません。

- 2 お名前の横に押してある印鑑, これはあなたの印鑑を押したもので間違いありませんね。

間違いございません。

乙第71号証 (平成23年6月15日付け陳述書 (山口周一)) を示す

- 3 こちらも, この氏名欄のお名前はあなたが書いたものということでよろしいですか。

間違いございません。

- 4 印鑑もあなたの印鑑ですね。

はい, 間違いありません。

- 5 この乙68号証及び乙第71号証については, あなたのお話について私たち弁護士のほうでまとめて, 内容を確認していただいたということでよろしいでしょうか。

はい, 結構です。

- 6 それでは, まず, あなたの地位, 経歴について伺いますが, あなたは, 昭和47年1月10日に長崎県庁に入庁されて, 平成14年3月31日までは農林部農政課長として勤務されたということですね。

はい。

7 それから、平成14年4月1日付けで、県立長崎シーボルト大学の事務局長に就かれたということよろしいですか。

はい、結構です。

8 その県立長崎シーボルト大学の事務局長としては、平成17年3月31日まで勤められて、その後、平成17年4月1日以降、20年3月31日までは、長崎県公立大学法人の専務理事、それから同事務局長として勤められたということですね。

はい。

9 そういうお立場で大学の事務局運営に関わられていたと思うんですが、大学の事務局長の職務内容としては、いわゆる事務方のトップだと思うんですが。

はい。

10 教員の方々の勤務時間の管理というのはどういうふうに行われていたんでしょうか。

基本的には、大学はすべて学長の権限でございます。まあ、事務方のトップとして、私はそれを補佐するという立場でございました。

11 大学については平成17年に法人化がされているんですが、法人化される前の大学の教員の方々の身分はどういったものになるんですか。

身分は地方公務員でございます。

12 そうすると、地方公務員法あるいは長崎県条例等の法令で勤務条件が定められていたということですね。

はい、そういうことでございました。

13 そういった地方公務員としての身分であることから、こういった義務という立場にあったんでしょうか。

まず、地方公務員であるということは、職務専念の義務がございます。もし、例えば営利事業等に従事するというのであれば、営利事業従事の許可が必要だということで、公務員は身分的には守られておりま

すけれども、勤務等いろんな条件等でいろんな拘束があるということ
でございます。

- 14 今、営利企業に従事する場合には許可が必要ということでしたが、これは県知事の許可が必要ということでしょうか。

そういうことでございます。

- 15 これ、もしも、営利企業を行うのに許可がなかったり、あるいは許可された条件に違反したような場合にはどういうふうになるのでしょうか。

地方公務員法違反、それから、県条例違反ということで、懲戒処分の対象となります。

- 16 ということは、当然、教員の方としては営利企業従事許可の条件には、これはもう厳格に守る必要があったということですか。

そういうことでございます。

- 17 それでは、本件で問題となってるバイオラボに関して、被告からあった営利企業従事許可の条件はどういったものだったかは、覚えていらっしゃるでしょうか。

私が記憶している限りでは、時間外に勤務をするということじゃなかったかと思います。基本的には、土日、それから、勤務日の、要するに大学の勤務以降ですね、それ以降にバイオラボの業務をやっていたかというのが条件だったと思います。

- 18 これについては、許可書に定められた条件のとおりということですか。

はい、そういうことです。

- 19 今、時間外に営利企業を行わないといけないという条件があったということでしたね。

はい、そういうことです。

- 20 それとの関係で、通常の、本来の大学の教員の方の業務について次に伺いたいんですが、まず、教員の方の勤務時間、これについては大学としてはどう

いった形で管理されていたんでしょうか。

基本的には、先ほど申しましたけれども、地方公務員法、それから県の条例に従った勤務形態になりますので、大学の場合はその当時は時間労働制を採っておりました。そういうことで、基本的には、9時から、多分18時近くまでじゃなかったかと思いますが。

21 そういった所定の勤務時間があったということですね。

そういうことでございます。

22 この時間帯に、教員の方々が、例えばどこで研究をされているかというようなことについては、大学としては逐一確認はされていたんでしょうか。

大学は、皆さん御案内のとおりだと思いますけれども、授業ですね、先生によっては7コマ、8コマ、少ない方で4コマとか、そういうふうな授業を持たれてます。それ以外は、学内で、要するに研究室だとかで教育研究をされてます。それと、ライフワークとして、その研究に関連して学外でそういうふうな研究をされることもございます。そういうことで、大学としては、授業といいますか、講義については管理をしておりますけれども、それ以外のことについては、要するに、教育研究については先生方のモラルといいますか、良識的な行動を求めるということで、特に先生方の行動を確認したりとか所在を確認するとか、そういうことは行っておりませんでした。

23 今お話しいただいたように、研究等についてはということで、大学教員としての本来の業務については、教員の方を信頼して、逐一、所在確認等は行っていなかったということですね。

はい、そういうことでございます。

24 今回、問題となっているバイオラボの業務についてなんですが、この業務は、どういった業務だったとお考えでしょうか。

久木野先生が大学発ベンチャー事業を立ち上げられまして、それに基

づいて、知事が営利企業従事許可をしたということでございます。それに基づいて、久木野教授はバイオラボの業務をやられたというふうに理解しております。

25 営利企業の従事許可の申請があったということですよ。

そうですね。

26 これは、つまり、先ほどお話のあった本来の大学業務との関係でいうと、関連があるのか、それとも違うものなのかという点ではどうでしょうか。

基本的には、先ほど申しましたように、まあ、地方公務員には職務専念の義務がございますので、例外的に営利企業従事許可を出しておるということで、それに基づいて久木野教授はバイオラボの業務をしていただいたというふうに私は理解しております。

27 やはり、兼業許可という形を取ってる以上は、大学の本来業務とは、これは別のものだという理解でよろしいでしょうか。

はい。

28 先ほどありました大学発ベンチャーの内容というか趣旨についてなんですが、これは、大学としてはどういった関わり方をしていたんでしょうか。

当時は、私が赴任したのは平成14年でございますけれども、地域貢献が大学に叫ばれてるときでございました。それから、ある大学によってはもう大学発ベンチャー事業を進めてるところもございます。その矢先ですけれども、県のほうから、県としても大学発ベンチャー事業をやりたいので大学として協力してくれないかというふうな相談がございまして、それを受けまして、関係の学科長に私のほうから説明いたしました。それが、先生方、各教員に伝わったんじゃないかというふうに思っております。個別には私も、特に研究をやられてる先生には私も個別に話をしたことがございます。

29 必要な範囲では、そういった要請があれば協力はできるということでしょう

かね。

そうですね。

- 30 それで、例えば、あなたが実際に原告と同行してバイオラボに関する行事等に同行されたことはあるのでしょうか。

あります。

- 31 何回くらいありますか。

数は覚えておりませんが、具体的には。特に、設立といいますか、会社設立の当初ですね、ここは、まあ、出資のお願いだとか、そういうことで何回か動いたことはございます。

- 32 あなたが原告に同行した理由というかきっかけは何になりますか。

大学としても大学発ベンチャーは支援しておりますし、久木野教授に限らず、ほかの先生がそういうふうな事業を起こされた場合でも支援するということで学長と話をしておりましたので、私は方向に沿って動きました。私が動いたのは、全てですけれども、大体久木野教授の要請に基づいて動いたのが大半でございます。

- 33 久木野教授からはこういった形での要請があったのでしょうか。

要するに、出資先に赴いて一緒に出資をお願いしてくれないかとかですね。それが、出資関係者に赴いたときには大体そういうふうな理由でしたね。

- 34 そのあなたが同行された際のあなたのお立場というか、大学との関係ではどういう立場で参加されたのでしょうか。

大学も大学発ベンチャーなり地域貢献的なものを実施していくということで、学内で推進するということで学長とも相談をしておりましたので、まあ、その趣旨に沿って動いたということでございます。

- 35 事務局長だったあなたとしては、大学の業務というか公務として動いたということでしょうか。

そうです、はい。

- 36 それに対して、一緒に行った原告の立場は、それも公務と言えるものだったんでしょうか。

基本的には、大学発ベンチャー事業、要するにバイオラボの業務として営利企業従事許可を取った上でされてる事業でございますので、まあ、原則としてはその従事許可に沿ったような格好での勤務を守っていただきましたかったというふうに思っております。

- 37 つまり、原告が動いたものについては、これは飽くまでも兼業であるので、大学の公務ではないということですね。

はい、そういうことでございます。

- 38 原告の活動が公務になる場合というものはあり得るんでしょうか。

大学が大学の事業として一定認めた場合にはなる可能性がありますけれども、今回の場合はそういうことはなかったんじゃないかと思っておりますけど。

- 39 大学からの要請や許可があった場合には公務として認められるということですか。

はい。

- 40 あなたと原告の場合で、公務かどうかという区分けが違ってると思うんですね。

はい。

- 41 これは、今おっしゃったように、あなたの場合には、大学からの要請というか、大学の立場として出席されているということですよ。

そういうことでございます、はい。

- 42 これに対して、原告の場合には、まあ、言ってみれば営利企業であるバイオラボの内部の代表取締役として活動しているという立場ということによろしいですか。

はい、私はそのように理解しております。

- 43 あなたの場合には、まあ、原告からの要請で、言ってみれば対外的なところを形式的、儀礼的に協力してくれというふうに言われていたということですか。

まあ、儀礼的というのはちょっと言葉は分かりませんが、久木野教授の要請に基づいて私も動いたのは事実です。

- 44 まあ、活動内容が異なっていたということでしょうかね。

そうですね。飽くまでも、それは、久木野先生は大学の業務じゃなくてバイオラボの業務としてやられてるわけですから、まあ、営利企業従事許可書に書いてある条件をやっぱり満たしてほしかったということでございます。

- 45 実際に、今、あなたが一緒に行かれたというときには、原告が勤務時間内に動いてるという場合もあったわけですね。

そうですね。

- 46 これについては、どういうふうを考えていらっしゃいましたか。

特に私は、まあ、兼業許可といいますか、営利企業従事許可書が出てるわけですので、それに沿った対応をされてると思っております。

- 47 沿った対応というのは、具体的には、例えばどういう。

要するに、時間外若しくは休日ですね。それと、もしも時間内であれば年休等で対応するということじゃないかと思いますが。

- 48 これ、実際に、原告がバイオラボ関連のことで年休を取っていたということはあるんでしょうか。

それは、私は確認しておりませんが、私は中国の起工式のときにだけ、1度、年休処理をされてますかという話を、したほうがいいですよという話をしたことがございます。

- 49 あなたが、今、一緒に行かれたと、同行されたというものの以外に、あなたが

把握されていた原告のバイオラボに関する活動には、こういったものがありますか。

具体的に分かりませんが、久木野教授は大学発ベンチャーということでゲノム創薬の研究をされておりました。その関係で、出資者だとか、それから関係の研究機関に行かれてたというのは記憶しております。

50 それ以外には、目立って、特に把握されていたわけではないと。

大体そういうふうなことだと思ってますけど。それと、やっぱり中国での事業展開をしたいということでしたので、中国には行かれてたというふうに記憶しております。

51 あなたのほうで、原告から、バイオラボについて何か相談を受けたり、話を受けたりといったようなことは何かあったんでしょうか。

出資とか、それから、本社の社屋をどうかしたいとか、そういうふうな相談はあっておりました。それから、あと、具体的に、今一番問題になってます勤務条件、このことに関しては、一切、そういうふうな具体的な相談はあっておりません。

52 あなたのほうで、勤務時間内でもバイオラボ業務を行っていいというようなことを、原告に対して言ったことはありますか。

私はないと思います。

53 では、逆に、バイオラボ業務に関して、あなたが原告を注意したということはありませんか。

まあ、何回かあると思います。具体的には、一定出資が固まりまして、会社を立ち上げられた、多分そういうふうな時期じゃなかったかと思いますが、そういう時期に、対外的に久木野教授に対して厳しい目が注がれるようになりますよというふうな趣旨で、行動等は注意してくださいというふうな話をしています。ただ、具体的に、勤務等につい

ての話はしておりません。

- 54 今、お話のあった、行動には注意してくださいという言葉ですけれども、これは、当時の状況等から考えて、どういう内容を含んでいたのでしょうか。

当然その勤務のことも入っておると思います。というのは、私のところにも、大学内のある教授から、久木野先生が度々研究室からいなくなるというふうな話がありましたので、そういうことを聞いたものですから、そういうふうなことを含めて、先ほどのような話をしております。

- 55 ということは、勤務時間内にやる場合には、例えば年休を取るとか、そういった手続は当然とると、そういう意味で注意してくださいということですね。

そういうことです、はい。

- 56 実際には、原告は年休等は取らずに、勤務時間内にバイオラボ業務を行っていたということが後から分かったわけですね。

そうですね。私がそれが分かったのは、県の百条委員会がございまして、そこに私、証人として呼ばれて、そこの中で、久木野教授が何日年休を取らずに学外で活動をしてたというふうな話を聞きまして、そのときは驚いた次第でございます。

- 57 あなたとしては、当然、年休等の手続をとっていると思っていたところが、実際は違ったというのが後から分かったということですね。

はい。

被告代理人（福田）

- 58 久木野教授に同行したことが数回あったということなんですが、それは全て大学の勤務時間内ですか、それとも、勤務時間外もあったんですか。

勤務時間内もありましたし。出資の場合は勤務時間内が、多分、二、三件あったんじゃないかと思います。ただ、私は基本的には、東京のほうに出資をお願いに一緒に行ったときも、多分、それ、休みじゃな

かったかと思えますし、原則的には、多分、そういうような格好で私は行動してたんじゃないかと思ってます。

59 土日であるとか、勤務時間が終わった後という同行も、けっこう多かったんですか。

はい。

60 そういう同行自体は、何の問題もないわけですね。

そうですね。

61 同行というか、久木野教授の行動は。

はい。

62 そうすると、そういうことを理由にして、時間内勤務を認めておったということには当然ならんわけですね。

はい。

63 それから、先ほど、勤務条件についての相談はなかったということなんですが、これは要するにバイオラボ業務をするに当たって、9時5時、あるいは、9時6時を守ってたらできないから何とかならんかという相談がなかったと、そういう意味でよろしいですね。

そういうことです、はい。

原告代理人（北爪）

64 証人が現在お勤めの職場と、そこでの役職というのはどういったものですか。

私は日本赤十字社長崎県支部に勤めております。役職は事務局長でございます。

65 いつからお勤めですかね。

大学を辞職してからということになりますので、平成20年の4月からということになります。

66 その日赤の長崎県支部の支部長って誰になるんですかね。

長崎県知事でございます。

67 日赤長崎県支部の事務局長の前任者は誰でしたか。

前任者はですね、固有名詞を出して失礼ですけど、■■■■さんとおっしゃる方です。

68 その方は、元長崎県の関係機関の職員なんですか。

そうです。

69 証人が被告大学のほうに勤務されていた当時ですけれども、労働管理の責任者は誰という御認識でしたか。

基本的には学長です。

70 実務的な責任者としては、誰が。

それは事務局長だと思います。

71 事務局長が実務的な責任を持って、最終的にはそれを学長なり理事長に報告して、最終責任は学長なり理事長がとるということになるんですかね。

その当時は理事長はおりませんでしたので、学長です。

72 失礼、学長ですね。証人がシーボルト大学及び被告法人の事務局長を務めていた6年間のことなんですけれども、教員の労働管理がどのように行われていたのかについてちょっとお尋ねしますけれども、まず、その当時、時間労働制であるとか裁量労働制という言葉をお聞きでしたか。

知ってます。

73 現在の被告法人の執行部のほうは、教員の労働管理はいわゆる時間労働制を採っていたというふうに主張されて、先ほど証人もそのように証言されたと思うんですけれども。

はい。

74 それは間違いないですかね。

間違いございません。

75 時間労働制、当時から御存じだったということですが、そうすると時間労働制では、労働基準法上、使用者が労働者である教員の勤務時間を把握

する義務があつて、時間外勤務については残業手当を支払わないといけないというふうになってると思うんですけども、そのことについても御存じでしたか。

知ってます。

76 当時ですよ。

当時ですね。

77 大学の事務局長を務められてた当時ですね。

そうです。

78 御存じでしたか。

はい。

79 それでは、大学のほうでは、教員の時間管理を具体的にどのような方法で行っておられましたか。

先ほど申しましたように、授業については、まあ、これはもう管理しておりましたけども、先生方は、御案内のとおり教育研究で学外に出たりとかいろんな活動をされております。

80 時間管理の方法ですね。

時間管理は出勤簿管理です。

81 出勤簿だけですか。

はい。

82 タイム・レコーダーを使ったりとか。

ありません。

83 出勤簿で時間管理ができるんですか。

まあ、慣例としてそういうことでやっておりました。

84 出勤簿で、何時に来て何時に退社という、判こを押す欄がありましたか。

ありません。

85 そうすると、具体的な勤務時間というのは把握できなかったんじゃないんで

すか。

それは、個々には行ってません。

- 86 原告その他の教員も含めてですけども、規程上の勤務時間をしっかり守って遅刻することなく出勤して、勤務時間中に届出なしに勝手に外出したりしてるような人はいませんでしたか。

それは、私は分かりませんけども、1人1人管理してるわけじゃございませんので、学外から何回かそういうふうな投書的なものはありました。

- 87 そうすると、全ての教員が遅刻や早退、勤務時間中の届出なしの外出という事実が皆無ではないということですかね。

そうですね。

- 88 投書って先ほどおっしゃられましたけれども、そういうのがあったときに、口頭あるいは文書で注意されたことはありますか。

口頭で注意しておりました。

- 89 口頭で注意した後、それを守ってるかどうかの確認はされましたか。

それはしておりません。

- 90 していない。

(うなずく)

- 91 勤務時間を守っていないということで、これまで教員の誰かを懲戒処分にしたっていう事実はあるですか。

ありません。

- 92 出勤簿の押印はあったということですけども、これをきちんと押してないということで、教員の誰かを懲戒処分にしたことはありますか。

ありません。

- 93 証人が被告大学在職中に、入試手当などの大学行事を除いて、教員の夜間講義であるとか夜間実験、土日出勤による講義の準備などに対して、残業手当

を支払ったことについてというのはありますか。

ありません。

- 94 証人の陳述書の乙68の3ページの7項に、知事への事業報告、大村市長との面談、中国総領事館への訪問など、月に数件、証人は原告と行動を共にしているとあるんですけども、これは事実ですかね。

事実です。

- 95 証人の認識として、原告の年次有給休暇の取得の有無を確認しておらず、それらの日時について原告は年次有給休暇を取って行動しているものと思っていたというふうに記載があって、先ほどもそのように証言されましたけども、本当に間違いないですかね。

ないです。

- 96 教員の年休の届出の事務処理とか管理というのは、どこの部署がしてたんですかね。

それは、総務のほうでやっております。

- 97 総務というのは事務になるんですかね。

はい。

- 98 証人が実際に行っていたかどうかは別として、事務局長の立場として、原告ら教員の年休届が提出されているかどうかをチェックする仕組みというのはありましたか。

ええ、あります。

- 99 事務局のトップである事務局長は、労働管理にも責任を負う立場だと思うんですけども、違いますかね。

そうですね。

乙第69号証（年次休暇届）を示す

- 100 1ページ、2ページを示します。これは原告の年次休暇届なんですけれども、平成15年と16年の年次休暇届の事務局長欄に決裁の押印があって、「山

口」という判こがあるんですけども、これは証人自身が押印されたものですかね。

そうです、そういうことです。

101 平成15年、平成16年、両方そうですかね。

そうです、はい。

102 証人はこれらを事務局長の職務として押印したということによろしいんですかね。

結構です。

103 それで、この乙69の「取扱者」という欄があると思うんですけども、ここに「 」という印鑑がありますけれども、 さんというのは大学事務職員だった方なんですかね。

それは記憶しておりません。

104 大学外の人がこれに判こを押してるということはあるんですか。

ないと思いますけど。

105 個人的なお名前、覚えてるかどうかは別として、ここに判こを押しているというのは、事務局の方ということで間違いないですかね。

そうですね、 とか はそうなので。

106 と言われたのは、乙69号証の「総務係長」という欄に判こがある さんという方ですね。

はい、そうですね。

107 その隣の総務課長というのも同じですかね。

そうですね。

108 事務の方ですかね。

はい。

109 平成15年には2回、平成16年には1回、原告から年次休暇届が出されてますね。

はい。

- 110 つまり、原告が出された年次休暇届は2年間で3回だけのようなんですけれども、これは間違いないですかね。

それは、本人がそういうような格好で申請をされてるわけですから、間違いないと思います。

- 111 乙69号の1ページ目ですけれども、平成15年の年次休暇届の11月18日のところの「本人印」が代印となっていますね。

はい。

(以上

112 で、12月22日から12月25日の「本人印」のところは「久木野」という印鑑が押されていますね。

はい。

113 この「久木野」という印鑑はどこに保管されていたか御存じですか。

分かりません。

114 当時、原告が事務局に印鑑は預けていたかどうかということは御存じですか。

便宜上預けてたのは知ってます。

115 そうすると、事務局のほうでは原告の印鑑を自由に使おうと思えば使える状況にあったわけですね。現実に使ったかどうかは別として、状況として事務局の方が。

それはどういうことですか。

116 事務局のほうに「久木野」という印鑑を預けていたわけですね。

はい。

117 その印鑑を使うときに、例えば金庫に入っていて、金庫の番号は久木野氏本人しか知らない、事務局の人は知らないという状況ではなくて、例えば事務局の方の机の上に置いてあるとか机の中に保管してるというように、事務局の方がいつでも手に届く場所にあったという状況でしたか。

そうですね。それが何か意味があるんですか。

裁判官

118 質問に対して証人は答えるほうですので。

はい、分かりました。

原告代理人（北爪）

119 証人は平日の日中に原告とともに行動したことがありますかね。

あります。

120 具体的に何回ぐらいあるんですか。

それは分かりませんが、数回か、そのくらいじゃないかと思いま

す。

121 数回だけなんですか。

数回というのは、多分、私が記憶してる限りでは出資でお願いして回ったのが記憶に残っています。

122 何回なんですかね。端的に、回数で言うと。

端的にて、そこで会ったのは多分3回か4回ぐらいじゃないでしょうかね。企業としては。

123 それは出資の関係で3回ということですね。

はい。

124 で、それ以外で同行したことはないですか。

それ以外同行したというのは、具体的にどういうことでしょうか。

125 バイオラボ社の関係で証人が久木野氏に出資以外のことで同行して出掛けた、先ほど言われたように社屋の関係で相談があったとか言われてましたが、そういう意味で。

それは学外に出て見たとか、そういうことじゃございません。

126 学内で相談を受けたということもあるんですか。

そうですね。

127 それは勤務時間中ですか。

そうです。

128 証人はそれらの全てを大学内の手続にのっとって勤務の振替をしたり有休の申請を取ったりしてましたか。

それは分かりません。

129 証人自身の話ですよ。

私はしておりました。

130 あなた自身も有休を取ったりしてたんですか。

はい。ただ、久木野教授の場合は大学の業務として。

131 いやいや、あなた自身がどうかという質問です。聞いたことだけに答えてください。

いや、どういう意味か分かりません。

裁判官

132 もう一度質問してください。

原告代理人（北爪）

133 例えば、あなたが久木野さんと出資のお願いで同行したことがあったと。

はい。

134 あるいは相談を受けたりしたことがあったと。

はい。

135 そういったときは、あなた自身は勤務の振替をしたり有給を取ったりしてたんですか。

私は大学の業務としてやっておりますので、そういうことはしておりません。

136 そうすると、久木野氏個人の行動は大学の業務には当たらないけれども、あなたの行為は大学の業務に当たるから、あなたのほうは取らなくてよかったんだという、そういう理解でよろしいですかね。

はい。

甲第4号証（営利企業等従事許可申請書（写し））を示す

137 営利企業等従事許可申請書ですけれども、この申請書の作成に当たって大学事務局のほうで関与はありましたか。

多分、県に申請したのは大学だと思います。

138 県に申請したのは大学というのは、ここに何を記載するかとかそういった指導を原告にしたとか、そういう趣旨ですか。

そうです。

139 それとも単に書面を持って行ったということだけのことですか。

いや、そういうことじゃなくて、基本的には時間外というのは原則です。なので、そういうふうな指導はしたと思いますけど、具体的にどこまでどうしろという話はしてないと思うんですよ。

140 申請書の作成に関して、ここにいろいろ欄がありますね。

はい。

141 この欄をどうやって書けばいいのかとか、そういうことについて指導はあったのですか。

私は記憶しておりません。

142 これは長崎県知事宛ての申請書になってますよね。

そうですね。

143 そうすると、原告が大学にこれを事前に見せることなく、直接知事宛てに提出したということなんですかね。

いや、そうじゃなくて、大学を通して知事部局に出したということじゃないでしょうか。

144 そうすると、大学を通してというのは、事務局ですかね。

そうですね。

145 大学の事務局のほうで内容は一応チェックは入ってるということですかね。

そうです。

146 大学から県庁にこの書類が送られますよね、大学を通して提出されるというのは。

そうですね。

147 知事の決裁を受けるまでには何日ぐらい必要なんですかね。

それはもう時々によって違うと思いますが、まあ大体1週間程度じゃないかと思いますが。

148 証人の陳述書、乙第68の2ページの第6項に、「久木野教授からは、平成15年9月29日付けの営利企業従事許可申請書が提出され、同年10月3

日に許可されました。」というふうにあるんですけれども、これだと3日ほどで決裁されて戻ってきたということになると思うんですけれども、先ほど1週間ぐらいは掛かるというふうにおっしゃられてましたね。

はい。

149 ということは、事前に県と大学のほうで何か調整がされてたんですかね。

それは調整してたと思います。

150 調整には、あなたは関わりましたか。

私は直接は関わってないです。

151 大学事務局の誰かが関与してたんですか。

はい。

152 平成15年当時、公務員でもある国公立大学の教員がベンチャー企業の代表取締役を兼業することは一般的でしたか。

私たちのところでは一般的じゃなかったと思いますけれども、他大学ではそういうような動きはあっておりました。

153 平成15年当時のお話ですけれども、間違いないですかね。

そうですね。

154 私が調べた限りでは見付からなかったんですけど、具体的にどういったところがあるか、もし具体的に名前を覚えてたら。

今具体的には覚えてません。まず私が覚えてるのは長崎大学とかそういうところではそういうふうな動きがあってたんじゃないかと思いますけど。

155 長崎大学では現に代表取締役を務めてたんですかね。

そこまで記憶しておりません。

156 仮にバイオラボ社の事業が大学に何の関係もない純粋な金もうけの事業だったとしたら、原告の兼業というのは許可されてたんですかね。

やっぱり県の事業にのっとった大学発ベンチャーですので、そういう

意味では県立大学としても協力するというか、まあ、そういうような立場にあったと思います。

157 兼業が許可されたのはバイオラボ社の業務と大学教員としての業務に関連性があったからではないんですか。

それは直接関係ないと思いますけど。

158 関係ないんですね。

はい。

159 じゃ、産学官連携とかそういう言葉というのは本来的には間違ってるということではよろしいんですか。

いや、間違ってます。

160 じゃ、関係あるんじゃないんですか。

産学官連携と大学発ベンチャー、どういう関係あるんでしょうか。

161 あなたは、原告の業務とバイオラボ社の業務は関連性があるという理解ですか、じゃあ。

もう一度お願いします。

162 あなたの理解として、バイオラボ社の業務と大学教員としての業務というのは関連性があるという理解ですか、ないという理解ですか。

本来的な意味での大学発ベンチャー事業と私は思っておりません、久木野教授の今回の事業ですね。

163 本来的には関係ないはずだという理解ということですかね。

その大学発ベンチャーをどう位置付けるかによって違いますけど。

164 原告の兼業が許可された理由って、じゃ、何があるんですか。

要するに県の施策にのっとった事業だということじゃないでしょうか。

165 県からの要請があったから許可がされたんだということですか。

端的に言えばそうなるかも分かりません。

166 そうすると、許可された後、県というのはバイオラボ社を応援したりとか、

そういうこともあったわけですかね。

そうですね。

167 県から大学に要請があれば大学としても応援してたという理解ですかね。

はい。

168 それで、あなたも応援してた。

そういうことです。

169 あなたの陳述書によると、バイオラボ社事業は特定の教員、企業の応援ではなくて、大学の事業の一環として事務局長として推進するというスタンスでした、とあるんですけれども、これは間違いないんですね。

間違いないです。

170 証人の陳述書では、証人は原告との間で兼業に関わる勤務条件や営利企業従事者の条件などについて具体的な話をしたことはないというふうにあったんですけれども、これは間違いないんですか。

はい、間違いないです。

171 原告の兼業について、証人から頑張るように励ましたこともあったんですかね。

それはあったと思います。

172 大学では藤澤教授というのが同じように兼業をしてたと思うんですけれども、証人はこの藤澤教授の兼業については応援したりしてたんですか。

いや、藤澤教授はもうそのときは多分、事業を立ち上げてたんじゃないでしょうか。

173 立ち上げた後、頑張ってくださいとか、どういう状況ですかとか確認したりとかはありましたか。

いや、具体的な相談は何もしとりません。何もあってませんので、そういうふうなことはやってません。

174 藤澤教授のときには、そういうことはあなたのほうではしていないと。

はい。

甲第4号証（営利企業等従事許可申請書（写し））を示す

175 一番下に、「上記のとおり許可されたので通知する」とありますね。

はい。

176 この兼業許可書には勤務時間の振替申請が必要であるといった、兼業条件と
いうのが書かれていますかね。

書かれてないですね。

177 バイオラボ社への関与というのは飽くまでも大学の事業の一環として推進する
ためのものであったと、そういう事務局長としての認識であったということ
でいいんですかね。

はい。

178 そうすると、バイオラボ社事業への協力は大学事業の一環でもあったと、そ
ういう証人の認識であったと、そう理解していいんですかね。

要するに地域貢献的な事業ということで、そういうことでよろしいか
と思います。

179 バイオラボ社事業への協力は大学事業。

大学の事業じゃございません。

180 大学事業じゃないんですか。

はい。

181 バイオラボ社事業じゃなくてバイオラボ社事業に協力することですよ。

協力することは大学の業務だと思っております。

182 バイオラボ社事業は大学の事業ではないと。

はい。

183 ただ、協力することは大学の事業だと。

まあ、事業と言っていいかどうか分かりませんが。

184 業務という言葉のほうが適切ですか。

はい。

甲第238号証（電子メールをプリントアウトしたもの）を示す

185 冒頭の辺り、「本年は、」という、4行ありますね。

はい。

186 これをちょっと声に出して読んでもらっていいですか。

「本年は、中国研究所の竣工、長崎研究所の着工を目指した準備等で、
今まで以上に大変だと思いますが、頑張っていたきたいと思いま
す。」。

187 この238号証、これはメールをプリントアウトしたものですけれども、差
出人ということで「s-y a m a」というふうに。

それは私です。

188 あなたが差し出したものと。

はい。

189 宛先が原告久木野憲司さんですかね。

はい。

190 ここに記載されてる日時というのは間違いないですか。

記載してあるとおりだと思いますけど。

甲第239号証（電子メールをプリントアウトしたもの）を示す

191 この最後の部分、「また、私の理解では、」というところがあると思うん
ですけれども、下から4行目ですかね。ここをちょっと読んでもらっていい
ですか。

「また、私の理解では、最終ファイナンスを行わなくても売り上げ及
び2億円の借り入れを考慮すると資金ショートは起きないと思いま
す。」と。

192 こういったメール、あなたのほうが原告久木野憲司さんに出した記憶はあり
ますか。

ここにありますので、今記憶ありませんけども多分出してると。

193 日時も記載があるんですけど、これも間違いはないですね。

と思います。

194 資金ショートというのは何ですかね。

運営の資金が足りなくなるという意味じゃないかと思いますが。

195 運営というのはバイオラボ社の事業ということですね。

そうですね、はい。

196 常識的に考えると、資金ショートするかどうかというのを見極めようと思っ
たら、人事採用計画とか設備投資計画、売上計画、財務諸表など、諸資料を
見ないと分からないと思うんですけども。何か違うというところがあれば御
指摘いただければですが。

まあ、基本的にはそうだと思います。

197 そうすると、資金ショートについてあなたが意見を、メールを出されてまし
たけども、原告のほうから何か資料は提供されたんですかね。

多分何回かそういうような話があつての、私からの返答のメールじゃ
ないかと思います。

198 そういった、まあ原告から提供された資料を見て最終ファイナンスを実施し
なくとも資金ショートは起きないと証人は理解して、それをメールで原告に
アドバイスしたということですね。

そういうことじゃないかと思いますが。

甲第176号証（表敬の進め方と題する書面（PDFファイルをプリントアウトし
たもの））を示す

199 このメールを原告に送付したかどうかというのは覚えてますか。

覚えてませんけども、やったと思います。

200 覚えてないけども、送付されたと思うということですね。

はい。

201 送付した記憶はありますか。

内容が確認できませんけども、メールがあるからには私が送ったんじゃないかと思います。

202 これは受信の日時が2006年4月13日17時26分ということになっていると思うんですけど、この時間というのは間違いないですかね。

ま、間違いないと思いますけど。

203 いや、例えばあなたがもっと午前中に打ったとか、そういうことはないですか。

ないと思いますけども。

204 当時の終業時刻というのの何時何分まででしたか。

17時、多分50分ぐらいじゃなかったかと思いますが。

205 17時26分というのは、まだ勤務時間内ですかね。

そうです。

206 甲第176号証のこのメールですけれども、これは大学の業務として行ったという認識ですか。

そうです。

207 それとも、個人的に。

大学の業務として行っています。

208 で、この大学の業務として送られたこのメール、これを17時26分に受信しますね。これを原告が開いて読むというのは大学の業務に当たりますか、それともバイオラボ社の業務になりますか。

それはバイオラボ社の業務に当たると思います。

209 バイオラボ社の創業当初、企業など外部から出資を受ける前の会社設立時のことなんですけども、証人ないし証人の親族はバイオラボ社に出資されましたか。

私は久木野教授から出資を依頼されましたけども、県に相談した結果、

公務員は、それは差し控えたほうがいいということで、たつてのお願いでしたので、家内に出資をさせております。

210 あなたの奥さんと原告というのは面識がありますかね。

ありません。

211 出資した金額は幾らですか。

100万です。

212 ほかに大学の関係者でバイオラボ社に出資した方はいらっしゃいますか。

私が知ってる限りではお1人おられると思います。

213 どういったお立場の方ですかね。

当時、学部長か何かしてた方じゃないかと思います。

214 証人は原告と一緒に■■■■株式会社の長崎事務所に行ったことがありますかね。

あります。

215 証人は■■■■市にある■■■■株式会社の会長のところに会いに行かれたことありますか。

会社のほうに行ったことがございます、自宅じゃなくて。

216 会長に会いに行かれたことありますか。

はい。

217 それは■■■■市のほうの。

そうですね。

218 そのとき証人は■■■■の会長に対して、バイオラボ社の事業は原告個人の事業と説明しましたか、それとも大学事業の一環であるという趣旨の説明をされましたか。

ええ、大学が支援してる事業だと説明したように思います。

219 大学が支援してる事業だけでも、この事業自体を行うことは、要するに兼業なんで、大学としては時間外にやってもらわんといかん行為なんだという説明をしましたか。

そういうような説明はしておりません。

- 220 「久木野教授がバイオラボの代表取締役であったことは事実ですが、代表取締役がすべての業務を行う必要は無く、同人の手足として動く社員もそれなりにいたのですから、同人がそこまでバイオラボの業務にのめり込む必要は無かったし、大学としてもそのような推測はできませんでした。」と、あなたの陳述書にあるんですけども、これは当時の認識なんですかね。

そうですね。

- 221 長崎県知事あるいは大学は兼業を許可するに当たって、ベンチャー企業の創業者がどの程度時間を費やせば、会社を立ち上げて事業を軌道に乗せられると考えていたんでしょうかね。

ベンチャー企業どうこうじゃなくて、当時はもう何名かの職員の方がおられましたので、そういう方を手足に使えばいいんじゃないかと私は思っていました。

- 222 具体的に週何時間ぐらいを想定していたとか、分かりますかね。

企業の立ち上げだったらそんな時間掛からないと思います。

- 223 代表取締役が全ての業務を行なう必要はないと証人は言われて、間違いないということでしたけども、兼業を許可されたとき及びその後、証人が事務局長であった期間、バイオラボ社の社員で何名いましたか。

多分、10名ぐらいおられたんじゃないでしょうか。

- 224 当初、何名いましたか。

当初は3名か4名おられたと思います。

- 225 いつからいつまでですか。

そこは記憶しておりません。

- 226 1年ぐらいの期間ですか、それとも3日間ぐらいですか。

それは分かりません。

- 227 どの程度の期間ですか、大体で結構ですので。二、三名でやった期間という

のは。

会社の立ち上げから半年か1年ぐらいじゃないかと思いますが、そこはよく分かりません。

228 証人が事務局長であった時期に、原告の代わりに創業時期の経営をこなせる研究者であるとか専門家を雇う余裕というのはバイオラボ社にあったかどうか、御存じですか。

久木野教授は雇われておりますので、そういうようなあれはあったんじゃないかと思います。

(229 じゃ、具体的に誰がいたんですかね。

何名かおられたと思います、そういう人が。

230 研究者ですよ。

はい。

231 いたんですね。

はい。

232 間違いないですか。

はい。

233 何という方ですか。

(具体的に名前は覚えておりません。

234 覚えてないんですか。

はい。

235 証人はバイオラボ社の資金繰りについて、ある程度認識があったんじゃないんですかね。

それはもう前半の、要するに立ち上げぐらいまでは私に少し相談があってましたので、一定の理解しておりましたけど、私が県立大学に赴任してからはもう何も私のほうに情報は入っていません、基本的には。

236 先ほど研究者がいるというふうにおっしゃってましたが、研究者を雇う場

合、一般的にどれぐらい年俸を支払わないといけないか、御存じですかね。

相場は分かりませんが、高額であるということは理解します。

237 その高額な年俸で当時雇っていたというあなたの認識で間違いないんですね。

はい。

238 で、名前も覚えてないということですね。

はい。思い出せば思い出すかも知れませんが、具体的に覚えてません。

239 会社を創業するには資金を集めて人を集めて許認可を受けてハード面を整備したりとか、やることは一杯ありますね。

はい。

240 金融機関とか出資者、採用予定者、許認可省庁などに出向いて事業内容を説明しないといけないと思うんですけど、異論はありますか。

ありません。

241 金融機関や許認可省庁って夜間、土日に対応してくれますかね。

当然、しないでしょうね。

242 証人はバイオラボ社研究所の基本的な国際基準である P 3 というものを説明できますか。

できません。

243 では、動物実験の国際基準、つまり研究所のもう一つの国際基準であるアークラック、AAALAC というものを説明できますか。

できません。

244 厚労省の GLP、説明できますか。

できません。

245 そうすると、証人は財務諸表などを見て、資料を見て理解して経営上のアドバイスをこなうことはできたんですけども、どのような研究所を作ってどういった研究をするのかという事業内容の根幹については専門的なんで理解

できていなかったということによろしいですかね。

それはそのとおりだと。

- 246 先ほどお尋ねした何点かのバイオラボ社の事業内容に係る基本的知識もない人が、金融機関などの関係者に事業説明を行って出資や融資が得られると思いますか。

思わないと思います。

- 247 バイオラボ社は15の投資会社その他金融機関などから18億円ほどの事業資金を調達したんですけれども、資本組入れ状況や財務諸表を入手して御覧になった証人はこのことは御存じだったんじゃないんですかね。

いや、そこまで知りません。

- 248 出資のお願いに行くときに、どんな事業かを説明したり、質問されたら答えないといけませんね。

それは全部久木野教授が当たられてました。

- 249 あなたの見解では、それは社員がやるべきだと、社員が行ったらいいじゃないかという理解じゃないんですか。

まあ、それは社員が行かれてもいいと思いますけど。

- 250 先ほど私が質問した、P3とか基本的なところは、あなたは理解できなかったですね。

私は理解してません。

- 251 これは一般人が分かりますかね。

分からないと思います。

- 252 パートで雇ったような人が説明できますかね。

できないと思います。

- 253 原告が現実には説明に行ってたということですが、平日の夜とか土日祝日に金融機関の先方が時間合わせてくれるんですかね。

そこは私は具体的にそこは関知してませんので。私が行ったのは最初

の数件です。それ以外、久木野教授が単独でやられてたと私は理解しております。

254 証人は原告がバイオラボ社のために平日の日中にも活動しないといけないということは認識してたんじゃないんですか。

だから、兼業許可をそういう条件で出してるんじゃないでしょうか。

255 平日の日中に原告がバイオラボ社のために動かんといかんから許可を出してたんですかね。

平日ですか。

256 うん。平日の日中に。

平日の日中はそういうふうな認識はありません。

257 あと、兼業従事許可というのは地方公務員法とか条例に規定があることだから厳格に守らんといかんというふうにおっしゃられましたね。

そうですね。

258 勤務時間について、地方公務員法時代、法律や条例に規定はなかったんですね。

あります。

259 そうすると厳格に守らないといけないんじゃないんですかね。

そうですね。

260 あなたは先ほど、勤務時間中に急に届出なしに外出したり遅刻や早退してる人がいても注意しただけでその後は知らないとおっしゃってましたね。

はい。

261 あと、あなたが原告に何回か注意したことがあるということで、行動には注意してくださいというような言葉があったと思うんですけども。

はい。

262 勤務時間について、届けを出すようにと具体的なことをおっしゃられた事実がありますか。

ありません。

原告代理人（木佐）

263 証人は乙第71号証という形で2通目の陳述書をお出しになってまして、1枚ものであります。

はい。

264 その中で、大きく2つのことが書いてありまして、一般的に県立大学では、法人化後を想定してもいいかと思いますが、「本業の勤務時間に関しては、教員の処分を行ったことはありませんでした。」と。

はい。

265 そこで、「本業の勤務時間」という言葉でありますけれども、今日は営利企業という言葉で書かれてますが、兼業というのはボランティア、あるいは営利でもない、報酬もないというものも含みませんか。

基本的には久木野先生のほうを対象にして書いておりますので。

266 一般論でお答えください。

一般論ではそうだと思います。

267 そうすると、法人の教員が長崎市内も含めて非常勤で講師に行くという場合は兼業に当たりますね。

はい。

268 あるいは新聞記者の求めに応じて、勤務時間内で、あるコメントをする、それが必ずしも専門的でないことで、専門に関わらないことであつた場合も兼業概念には入りますか、入りませんか。

それは分かりません。

269 今まで明快にお答えいただいていたんですが、それは。

その時々の内容によって異なるんじゃないかと思いますが。

270 と判断されてるわけですね。

はい。

271 例えば、大学から許可を得て、長崎市内の別の大学に非常勤に行かれてる先生は、これは本業ではないですね。

ないですね、はい。

272 そうすると、どの時点から、例えば一旦朝大学に来て、講義に行って戻って来る、どの時点から本業を離れ、どの時点で本業に戻るんですか。

それは確認しておりません。

273 およそ一般的にされたことはない。

ないですね。

274 それは久木野教授ではなくておよそ一般的にということですか。

はい。

275 そうしますと、藤澤教授も証言の中で、自分をもっと処分されても仕方ないなという趣旨のことをおっしゃってますけれども、藤澤教授等についても、そういう学外、学内への出入りについては全然関与はされていなかった、チェックもされていない。

私は藤澤教授のことについては存じてません。

被告代理人（福田）

276 仮に、原告自身が対応しなくちゃいけないこと、先ほど主尋問であった科学的な説明、あるいは銀行の融資ということだったら、それはその仕事については原告が有休を取ってやればいいということを大学は認識しておったわけですね。

そういうことですね。

277 それで有休を全部使っても本人が日中、勤務時間内に動かなくちゃいけないことがあれば相談があったかもしれないが、そういう相談は一切なかったということよろしいですか。

はい、あってません。

裁判官

278 バイオラボ社の関係で証人が様々な協力だとかあるいは助言をしたというふうなことがありましたね。

はい。

(以上

279 それは、証人にとっては大学の業務であるということなんですか。

そうですね。

280 バイオラボというのは私企業ですね。

そうです。

281 そのバイオラボのことについて協力だとか助言とかそういうようなことをすることがどうして大学の業務に当たるのか、その点についてできるだけ具体的に説明してください。

私は、この大学発ベンチャーについて、学長だとか副学長、それから、関係の学部長等とも協議しております。それから、大学の決定機関である評議委員会等でも報告しております。その中で、大学は支援するというふうなことにしておりますので、その支援の範ちゅうということで私は久木野教授を応援してたということでございます。

282 そうすると、大学はバイオラボ社を支援していたと。

はい。

283 だから、その支援に関わることをするのは業務であるということなんですか。

はい、そういうふうに理解をしております。

284 そうすると、久木野教授がバイオラボのことをするのは、大学の業務外のことなんですか。

そうですね。

285 どうして、バイオラボのことをすることについて、久木野教授がそれを行うことは大学の業務外になって、大学のほうがそれを支援するというふうなことが大学の業務になるのか、その点について理由を述べてください。

久木野教授の大学発ベンチャー、バイオラボ社は、将来会社が順調に運営されていった場合は、大学との共同研究、それから、大学に対する受託研究、研究機器の貸与、そういうことを見越して久木野教授に協力していこうということで動いたと私は思っています。

286 それだけですか。

はい。

287 久木野教授が研究室の中からいなくなると、それは、学外に出ているというふうなことを、これは、他の教員から聞いたことがあったということなんですか。

そうです。あります。

288 それは、度々あったのか、1回だけなのか。

数回あります。

289 それは、そういうふうな行動が問題であるというふうなことで、そういうふうな話を聞いたということなんでしょう。

そうですね。

290 それは、そうすると、学外に出ているというのは、当然年休を取らずに学外に出てるというふうな趣旨の話だったわけですね。

まあ、そこはどうか分かりませんが。

291 だけど、年休を取っていたら、特に問題ないんでしょう。

そうですね。

292 だから、それが問題だというふうな形で他の教員から聞いたというふうなことで、それは、年休を取らずに学外に出てると、それは問題であるというふうな話を聞いたということでもいいですか。

そうですね。

293 そのときに、久木野教授が年休を取っているのかどうか、その点については調査はしましたか。

してません。

294 どうしてしなかったんですか。

そこまで考えが及ばなかったということじゃないでしょうか。

295 他の教員からの話というのは、久木野教授は年休を取らずに学外に出てると

いうふうな問題行動を指摘してるものだったわけですね。

いや、年休を取らずにということじゃなくて、いなくなるというだけの話ですよ。

296 いなくなるというのは、だけど、問題だということで、そういうふうな話を
してるわけでしょう。

はい。

297 年休を取ってるときに学外に出ることは何の問題もないことでしょう。

いや、ただ、他の先生方はそれは分かりませんのでね、年休を出して
るかどうかというのは。

298 そしたら、その、他の先生に対して、久木野教授が年休を取った上で出てる
んだよとか、そういうようなことについて、もしそういうようなことであれ
ば説明することになりますよね。

そうですね。

299 そういうようなことの関係で、久木野教授が年休を取っているのかどうか、
その点について調査をしましたか。

してません。

300 しなかった理由は何ですか。

そこまで考えが及ばなかったということじゃないかと思います。

301 でも、教員の勤務時間の管理については、証人にとってそれは、業務上の責
任のあることでしょう。

はい。

302 どうしてそれを調査しなかったんですか。

先ほど申しましたように、講義につきましては大学のほうで管理して
おりますけども、先生はそのほかに、研究、それから教育、その方面
で、学外・学内でいろんな活動をされております。そういうことで、
先生方が常に研究室にいるとは限らないということでございます。

- 303 そしたら、久木野教授が学外に出るというのは、バイオラボの関係で出てる
ということが当然想定されたんでしょう、当時。
- いや、そうとは限らないと思いますけど。
- 304 それはどうしてそう思ったんですか。
- 久木野教授は割と活発に動かれていた方ですので。
- 305 じゃあ、その当時、学外に出てるということにつて、バイオラボの関係で出
てるっていうことは考えなかったということでもいいんですか。
- そうですね。
- 306 間違いないですか。
- はい。
- 307 そしたら、先ほど、調査をしなかったということなんですけども、久木野教
授は年休を取ってるというようにその当時考えてたんですか。だから調査を
しなかったということですか。
- いや、そこも考えてなかったと思います。
- 308 年休を取っているかどうかは分からないけれども、それは特に問題ではない
と考えて、調査をしなかったということでもいいですか。
- そうですね。

長崎地方裁判所民事部

裁判所速記官

裁判所速記官

裁判所速記官